

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp

HPサイト http://www.kenpoukaigi.gr.jp

本号3号 第317号

2011年12月27日

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

政府 武器輸出3原則緩和を公表！

直ちに抗議と撤回求める声明 憲法会議

「例外」として重大な「緩和」に踏み込む

政府は12月27日午前、武器輸出3原則を緩和することを安全保障会議で了承し、閣議に報告、藤村修内閣官房長官が記者会見で談話として公表しました。

今回政府が決めた武器輸出3原則緩和の措置は、日本の安全保障や国際平和活動に限って防衛装備品の国際共同開発や共同生産に日本が参加できるとしており、その「条件」のもとでは、戦闘機などの高度のハイテク技術・装備を共同で開発し、世界各地への輸出・移動を可能にします。また、国際協力や平和貢献活動での使用に限り、防衛装備品の海外への移転を認めており、その条件のもとでは、国連PKOに参加した自衛隊が使用したヘルメットや防弾チョッキ、重機などを現地に供与することができることとなります。このように「例外措置」と銘打ち、『武器輸出3原則の理念』を堅持する」としていますが、事実上の緩和であることは明らかで、これまでの政策の大転換といえます。

「新防衛計画大綱＝動的防衛力構築」にもとづく憲法9条へ重大な攻撃

もともと武器輸出3原則は、アメリカと日本の財界（軍需産業）の強い求めと、憲法9条の規定、国民の平和要求との矛盾のなかで、1967年自民党佐藤内閣が、共産圏諸国、国連が指定した国、紛争国には武器の輸出を禁止するとしたものです。さらに1976年、三木内閣が3原則に該当する地域外にも武器輸出を「慎む」として、事実上武器や軍事技術の輸出が全面的にできないとしました。

しかし政府は、これまでもアメリカとの「覚書」による武器技術供与やミサイル防衛システムの日米共同開発（1983年）などの「例外」規定を重ねてきましたが、今回の措置で3原則の空洞化・形骸化を一気に加速させたこととなります。

これは、改憲派を自認し、アメリカ・財界直結を信条とする野田内閣のもとで「実現」を可能にしたもので、9条への攻撃、国会にもはからぬ議会制民主主義と国民主権の侵害でもあります。

憲法会議は、談話に抗議、その撤回を求める「声明」を発表しました。【全文2号に掲載】

新春の行動日程 ○11 団体・共同センター合同新春宣伝 1月12日 12:15～御茶ノ水駅

○11 団体「2・2 院内集会&議員要請」2月2日 13:00～衆1 大会議室【チラシ別掲】

来年も改憲反対、9条守れ、憲法を暮らしの隅々、被災地に生かせといっそう大きな運動を

【声明】

憲法 9 条を掘り崩す武器輸出 3 原則緩和に抗議し、撤回を求めます

2011 年 12 月 27 日 憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

1. 12 月 27 日、藤村修内閣官房長官が、武器輸出禁止 3 原則の緩和についての談話を発表しました。憲法 9 条への新たな攻撃として、断固抗議し、その撤回を求めます。

2. 今回の「緩和」は、戦闘機などの国際共同開発・生産への参加および巡視艇やヘルメット、防弾チョッキなどの装備品などを平和・人道目的として、3 原則を維持しつつもこれらを「例外」に指定して認めるというものです。次期主力戦闘機に選定された F35 は米、英などの共同開発によるものであり、そこに日本が参加し、開発に協力すれば、海外の軍需企業が期待する日本の技術が利用でき、ヘルメット、防弾チョッキなどは、自衛隊が PKO などで使用したものを派遣先の国に供与することが可能となります。

3. もともと武器輸出 3 原則は、アメリカ、および日本の軍需産業の強い求めと憲法 9 条の規定、国民の平和要求との矛盾に対し、自民党佐藤内閣が 1967 年、共産圏諸国、国連が指定した国、紛争国の 3 つの地域には武器の輸出を禁止するというものでした。後に 1976 年には三木内閣が 3 原則に該当する地域外にも武器輸出を「慎む」として補強し、事実上武器や軍事技術の輸出が全面的にできなかったものです。

4. しかし、これまでも政府は、1983 年にアメリカとの「覚書」による武器技術供与やミサイル防衛システムの日米共同開発などの「例外」規定を重ねることによって 3 原則をないがしろにしてきましたが、今回戦闘機などの正面装備も「例外」扱いにすることで 3 原則の空洞化・形骸化を一気に加速させるものです。

これは、民主党政権が、兼ねてからアメリカと財界・軍需産業の強い要求をうけて、武器輸出 3 原則の緩和を図ろうとし、昨年末の新防衛計画大綱策定の際にも民主党が提案したものの、当時連携を模索していた社民党に配慮して見送った経過があります。しかし、「動的防衛力」構築をかけた新防衛計画大綱では、「検討課題」にしていました。今回、改憲派を自認し、アメリカ・財界直結を信条とする野田内閣のもとで「実現」に至ったものです。

これまで 40 年以上の間、歴代内閣により維持されてきた原則を、一内閣の判断で、国会にもはからず変更することは、日本国憲法の定める議会制民主主義と国民主権の原則に対する重大な侵害といわなければなりません。

5. 私たちは、憲法の平和原則と第 9 条にもとづき、武器輸出禁止は当然であると考えます。今回の政府決定は、憲法の平和原則を根底から掘り崩し、第 9 条へのあからさまな攻撃であり、政府決定に強く抗議します。もしこのような事態が容認されれば、日本における軍需産業の拡大と、日本社会の軍事化への傾斜をもたらすものであり、さらには現在企てられている、秘密保護法制の強化と結びついて、軍事秘密の増大、そして、国民の表現の自由への侵害などの危険性等を深く危惧するものです。

武器輸出 3 原則緩和に断固反対し、その撤回を重ねて求めるものです。

以 上